

(1日本史プリント2-8)

### 第3章 貴族政治と国風文化 2、国風文化 b. 国文学の発達

- ③国風建築・白木造り・檜皮葺の[1 **寝殿**]造＝貴族の住宅など、日本風
  - 中央に寝殿、東西に対屋、廊で結ぶ、南端に釣殿、庭園に池、中島
  - 室内は[2 **襖(ふすま)・障子**]・[3 **屏風**]で仕切る
  - [7 **日本の風物**]を題材にする[4 **大和絵**](巨勢金岡ら)が描かれる
- ④工芸→[5 **蒔絵**]の手法＝日本独自の発展
  - 蒔絵…[1 **漆**]で文様を書き、[ウ **金・銀**]などを蒔きつけ文様とする漆器の技法
- ⑤書道→[6 **三蹟**](小野道風・藤原佐理(「離洛帖」)・藤原行成＝[7 **和様**])
  - cf.弘仁・貞観期「三筆」＝唐様

### c. 仏教の浸透

- ①怨霊や疫病へのおそれ→[8 **御霊**]信仰のたかまり
  - 御霊信仰…9 **非業の死を遂げた者の怨霊が疫病を発生させる** →歌舞や読経でなくさめる
  - ([10 **天神**]信仰←菅原道真、[11 **祇園**]御霊会など)
- ②神仏習合の進展→[12 **本地垂迹**]説など

本地垂迹説＝日本の神々は[エ **仏**]が姿を変えて出現した(権現)という考え

- ③[13 **浄土教**]信仰の発展＝[14 **阿弥陀仏**]を信仰し[15 **極楽往生**]をめざす
- 浄土教 16 **阿弥陀仏を信仰し、来世において往生し、そこで悟りを得て苦がなくなることを願う教え。**
  - [17 **南無阿弥陀仏**]という[18 **念仏**]を唱えたり[19 **極楽**]のイメージの観相をすすめる
- 背景…[20 **末法**]思想＝[21 **仏の教えが衰退する**]時代となり、22 世の中が乱れる という思想。

- 1)[23 **空也**]、民間布教をすすめる→源信「24 **往生要集**」を著す
  - 地獄の様子を示し、念仏往生の道を説く**
- 2)往生伝(＝極楽往生を遂げた人の伝記を集める)の流行→「[25 **日本往生極楽記**」(慶慈保胤)
- 3)建築＝[26 **阿弥陀堂**]建築…[27 **阿弥陀**]像を中心に[28 **極楽**]世界を現実につくる
  - 法成寺御堂(道長建築、焼失)、宇治[29 **平等院鳳凰堂**](頼通建設)、醍醐寺五重塔
- 4)彫刻…[30 **寄せ木**]造の手法＝大量生産方式が可能に・[31 **阿弥陀如来**]像が中心に
  - 寄木作り…仏像の体を32 いくつかの部分に分けて分担して彫り、これを寄せ集める 方法
  - 平等院鳳凰堂[33 **阿弥陀如来**]像([34 **定朝**]作)・法界寺阿弥陀如来像
- 5)絵画…[35 **聖衆来迎**]図＝[36 **極楽往生**]した人を仏たちが迎えにやってくる図
  - 「高野山聖衆来迎図」など
- ④仏教思想の広がり…死や血への[37 **ケガレ**]観念の肥大化、[38 **女性**]差別

→[39 **肉食**]なども減少

④[40 **陰陽道**]などの広がり→日常生活でのタブー[41 **物忌**]や[42 **方違**]など

### 3. 荘園と武士 a, 平安初・中期における地方政治の転換

(p53～54)

- ①9世紀後半 律令体制の維持困難に
  - ア)[43 **浮浪**]・逃亡や[44 **偽籍**]の増加
    - ※なぜ偽籍が増えるのか 戸籍には兵役・労役・租税を負担する男子の登録を少なくする
  - イ)班田の施行の困難に(8C末(桓武天皇) 班年を6年から[45 **12**]年に)
  - ウ)「[46 **公地公民**」の原則」崩壊
    - 各レベルでの[47 **私有地**]確保に(中央集権的な律令体制の崩壊)

8世紀後半から9世紀になると、農民間に貧富の差が拡大したが、有力農民も貧窮農民もさまざまな手段で[48 **負担を逃れよう**]とした。そして偽りの記載([49 **偽籍**])がふえ、律令の制度は実態とあわなくなった。こうして、手続きの煩雑さもあって班田収授は実施が困難になっていった。

- ②政府、戸籍計帳での 50 **農民の把握の困難**、庸・調など歳入の減少→財政困難に
  - 政府や政府機関が「[51 **私営地**」をもつ＝[52 **公営田**] [53 **官田**]、[54 **諸司田**]など
  - 9世紀 天皇の私有地([55 **勅旨田**])、皇族の土地(賜田)
  - 官人も禄にかわり、「[56 **私営地**」を確保
- 57 自分の私有地への課税をさける ため特権的な皇族・貴族([58 **院宮王臣家**])の保護下に入る。

- ③地方豪族(これまでの[59 **郡司**]などの層)・有力農民の台頭(8世紀末以来)→勢力拡大
  - [60 **庸調**]の肩代わりで小農民を支配下におく
  - その労働力を用いて[61 **荘園**]を開発・拡大＝私有地を拡大

### b, 国司の地方支配

- ①10世紀初め「延喜・天曆の治」＝62 律令制再興への最後の努力 →失敗
  - ア)[63 **延喜の荘園整理令**]＝不法な荘園の整理をめざす
  - イ)[64 **班田制**] 勵行をはかる…最後の班田実施(902)
    - ↓
    - ウ)三善清行「65 **意見封事十二箇条**」(914)で地方政治の混乱ぶりを記す。
- ②政府→[66 **国司**](「[67 **受領**」)へ一国の統治をゆだねる
  - 68 一定額の租税納入 をすればあまり口出しをしない。(「69 **徴税請負人**」的性格進む)
  - ↓
- ③受領＝70 税率を自由に決める 権利拡大
  - 71 任国に行きあらゆる手段で私財を貯えようとする
  - 任地の有力農民や[72 **郡司**]などと対立(ex [73 **尾張国郡司百姓等解文**])